

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会情報公開
条例施行規程

平成19年3月13日
選挙管理委員会告示第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が管理する行政文書に係る長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年広域連合規則第3号）その他広域連合長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。